

## 欧州委員会による日本の格付会社規制・監督の枠組みを欧州規制と同等とする決定について（概要）

2010年9月28日、欧州委員会（EC）は、格付会社に対する日本の規制・監督の枠組みを、欧州規制の枠組みと同等とする決定を下した。

2009年6月12日、欧州委員会は欧州証券規制当局委員会（CESR）に対し、格付会社に対する日本の規制・監督の枠組みについての技術的助言を行うことを要請した。これを受け、2010年5月21日、CESRは日本の格付会社の規制・監督の枠組みは、概ね欧州規制の枠組みと同等である旨の技術的助言を行った。

第三国の規制・監督の枠組みが、欧州規制の枠組みと同等であるとみなされるためには、欧州規則第5条（6）に定める次の3つの条件を満たす必要がある。

第一の条件は、第三国の格付会社は、当局による承認もしくは登録を受け、日常的に効果的な検査・監督を受けていることである。格付会社に対する日本の規制・監督の枠組みは、金融商品取引法（及び関連政令・内閣府令）、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針及び信用格付業者向けの監督指針で構成される。2009年6月、国会において、格付会社規制に係る新たな規制を導入する法律が成立し、同年12月、当該規制の詳細に係る内閣府令が公布された。2010年4月施行の当該規制では、格付会社の格付が規制目的で利用されるためには金融庁の登録を受ける必要があり、格付会社が法的義務及び日常的な監督を受ける必要があることを求めている。金融庁には広範かつ包括的な権限が与えられており、格付会社の法令違反に対して、制裁を含む多くの手段を執ることが可能である。

第二の条件は、第三国の格付会社は、欧州規則に定める業規制等と同等の法的制約を受けていることである。日本の枠組みは、誠実義務、信用格付業を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制の整備、利益相反の防止・管理・開示に関する幅広い手当て、並びに金融庁及び公衆に対する情報の記録・開示義務が基礎となっている。日本の枠組みは、欧州規制が定める利益相反管理体制、内部手続、格付及び格付方法の品質、格付の情報開示、並びに信用格付業の一般的・定期的な情報開示に関する目的と合致する。そのため、日本の枠組みは、格付会社の誠実義務、透明性、ガバナンス及び信頼性について、同等の整備を行っている。

第三の条件は、第三国の規制・監督の枠組みは、格付及び格付方法の内容に関して、監督当局及びその他の公権力による介入を妨げていることである。この点について、法令により、金融庁は格付及び格付方法の実質に介入することを禁じられている。

これらの点に照らすと、格付会社に対する日本の規制・監督の枠組みは、欧州規則第5条（6）の条件を満たしているとみなすことができる。そのため、格付会社に対する日本の規制・監督の枠組みは、欧州規制の枠組みと同等とみなされるべきである。

（以上）